

児童・生徒の県内産業イベント見学推進事業 よくある質問と回答

【補助対象事業者、申請関係】

(Q1)

・単独の市町村が主催者する産業イベントは補助対象となりますか。

(A1)

・なりません。

本補助金は、複数の市町村が構成員として参画し、広域的に開催される産業イベントを開催する者を補助対象とします。

(Q2)

・単独の市町村であっても、市町村内の複数の機関で構成される実行委員会が主催者となる場合は、補助対象となりますか。

(A2)

・なりません。(※回答、A1に同じ)

本補助金は、複数の市町村が構成員として参画し、広域的に開催される産業イベントを開催する者を補助対象とします。

(Q3)

・他の補助金との重複申請は可能ですか。

(A3)

・長野県が実施する他の補助金(「地域発 元気づくり支援金」など)の交付を受けている場合、重複して本補助金に申請することはできません。

なお、県以外の補助金等については、重複申請は可能です。併用する他の補助金等の制度が、本補助金との併用を認めているか否かは、事前に先方へご確認ください。

(Q4)

・交付要綱第3の補助対象事業において、「一定以上の県内企業等が出展する～」とありますが、一定以上とはどのくらいの県内企業が参加していれば良いですか。

(A4)

・特定の企業等のみ限定された産業イベントではなく、幅広い企業等が参加する産業イベントへの見学事業を補助する目的から、概ね40社以上の県内企業が参加する産業イベントとします。

(Q5)

・交付要綱第3の補助対象事業において、「県内の小学校、中学校及び高等学校等に在学する児童・生徒～」とありますが、専門学校の生徒は対象となりますか。

(A5)

・なりません。

本補助事業は、子どもたちに地域の産業や企業の魅力を知ってもらい、将来における職業選択を考える契機となることを目的としているため、小学校から高校生までを対象としています。

(Q6)

・交付要綱第3の補助対象事業について、「学校の行事として行われる産業イベントの見学等」とありますが、学校の休業日に行う産業イベントの見学について、児童・生徒が参加していれば、申請することは可能ですか。

(A6)

・学校が参加する児童・生徒の取りまとめを行う等、産業イベントの見学について、承諾及び関与があれば、申請することは可能です。

様式第2号「児童・生徒の県内産業イベント見学推進事業実施計画書」とあわせて、その旨が分かる資料を添付してください。

【補助金の交付、対象経費】

(Q7)

・交付決定後、急遽、産業イベントが中止となった場合、又は、学校側の都合により見学が中止となった場合において、バス借上げに係るキャンセル料金については、補助されますか。

(A7)

・中止により発生した経費（バスの借上げに係るキャンセル料）は対象経費とはなりません。

事業を中止する場合は、様式第4号「児童・生徒の県内産業イベント推進事業廃止承認申請書」により、速やかに報告してください。

(Q8)

・バス以外の移動手段として、タクシーやレンタカーの借上げ料は補助対象となりますか。

(A8)

・なりません。

本補助金は、貸切バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの規定による一般貸切旅客自動車運送事業の経営の許可を受けた事業所のバスに限る。）の借上げ料を対象経費としています。

(Q9)

・一般の路線バスを使用する場合、対象経費となりますか。

(A9)

・なりません。

乗車対象者が本補助事業以外を含む一般の路線バス利用に係る乗車料金は、対象となりません。

(Q10)

・バスの借上げ料以外に、事業実施に付随する経費（高速道路利用料金、駐車場代等）は対象経費となりますか。

(A10)

・なります。

バス借上げ料一式に含まれる経費として、高速道路利用料金や駐車場代も対象経費となります。

(Q11)

・最小催行人数の制限はありますか。バスの乗車人数が少なかった場合、減額されますか。

(A11)

・1名以上の児童・生徒の乗車を要件とします。

なお、1台あたりの乗車（参加）人数が実績として少なかった場合でも、補助金が減額されることはありません。（1台あたり5万円を上限）

(Q12)

・交付決定後、学校側との調整で参加生徒数の増加（減少）に伴い、バスの台数が増加（減少）となった場合、補助金は増額（減額）されますか。

(A12)

・事業内容の変更に伴い、対象経費総額の20%を超える増額又は、減額となる場合、様式第3号「児童・生徒の県内産業イベント推進事業内容変更承認申請書」により、報告してください。

内容が適正と判断された場合、（増額の場合）予算の範囲内で補助金を増額します。（減額の場合は、補助金を減額となります。）

【事業活動関係】

(Q13)

- ・ 交付決定前に、事業を着手することは可能ですか。

(A13)

- ・ 可能です。

様式第6号「児童・生徒の県内産業イベント推進事業事前着手届」を提出いただき、認められる場合は、事前着手が可能です。

(Q14)

- ・ 児童・生徒の乗車に加え、一般の来場者を同乗させることは可能ですか。

(A14)

- ・ 補助対象事業としては、認められません。

原則として、学校の行事として行う産業イベント等の見学に児童・生徒が利用するバスのみを補助対象とします。

ただし、児童・生徒の保護者や学校関係者の同乗は認められます。

【補助金の支払い関係】

(Q15)

- ・ 概算払いは可能ですか。

(A15)

- ・ できません。

事業完了後の精算払いとなりますので、交付要綱第11条及び第12条に基づき、補助金の請求を行ってください。